

(1) 令和5年度長野県動物愛護管理推進懇談会について

令和5年度長野県動物愛護管理推進懇談会開催要綱

(目的)

第1 長野県動物愛護管理推進計画に基づく施策を推進するために、動物愛護推進員及び関係団体等との情報交換及び連携を図ることを目的として、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)第39条に基づき、長野県動物愛護管理推進懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(検討事項)

第2 懇談会は、長野県動物愛護管理推進計画の推進に関する次の事項について意見交換を行う。

- (1) 動物の愛護及び管理についての施策に関する事項
- (2) 動物愛護推進員の委嘱の推進及び活動に対する支援に関する事項
- (3) 関係者機関、団体間の連絡調整に関する事項
- (4) 情報の収集及び提供に関する事項
- (5) その他、動物の愛護及び管理に関する事項

(構成)

第3 懇談会の構成員は、別表のとおりとする。

- 2 懇談会に座長を置き、座長は、健康福祉部食品・生活衛生課長をもって充てる。

(開催期間)

第4 懇談会の開催期間は、要綱を制定した日から、令和6年3月31日までとする。

(座長)

第5 懇談会は、座長が招集し、主催する。

- 2 座長は、必要があると認めたときは、懇談会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(費用弁償)

第6 構成員のうち関係団体から推薦された者が、懇談会に出席する際に発生する費用について、県は、別に定める旅費を負担するものとする。

(庶務)

第7 懇談会の庶務は、健康福祉部食品・生活衛生課及び動物愛護センターにおいて行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月25日から適用する。

(別表)

構成員名簿

敬称略

所 属		職・氏名	
学識経験者	信州大学農学部	准教授 竹田謙一	
専門機関	(社福) 長野県社会福祉協議会	佐藤 尚治	
関係団体	(一社) 長野県獣医師会	各団体から推薦された者	
	長野県動物愛護会		
	(一社) ジャパンケネルクラブ 長野クラブ連合会		
	(公社) 日本動物福祉協会		
行政	市町村	長野市保健所	食品生活衛生課長
		松本市保健所	食品・生活衛生課長
	教育委員会	学びの改革支援課	課長
	健康福祉部	動物愛護センター	所長
		食品・生活衛生課	課長

(2) 長野県動物愛護管理推進計画の改定について

1 動物愛護管理推進計画の基本的考え方

人と動物が共生する潤い豊かな社会の実現に向けて、行政の基本的な方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、施策を総合的かつ計画的に推進するため、動物愛護管理法に基づき平成20年策定（平成26年に第1次改定）。

計画の性格	<ul style="list-style-type: none"> 環境大臣が定めた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即し、本県の実情も踏まえて長野県が定めるもの。 本県の動物の愛護及び管理に関する施策の基本となる計画。
計画の期間	令和4年度から令和12年度まで
計画の進行管理	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、計画の達成状況を点検し、動物愛護管理推進懇談会*の意見も伺いながら施策に反映。

*関係団体、中核市、県関係機関等で構成

2 推進計画の主な改正点

○ 重点施策の明確化

国の基本指針の見直しや動物愛護管理法改正、社会情勢の変化、当県のこれまでの取組の振り返りを踏まえた上で、新たな課題などの整理を行い、重点的に取り組む施策などを明確化した。

重点 施策	<ul style="list-style-type: none"> ① 猫問題への対策 ② 多頭飼育問題への対策 ③ 災害対策 ④ 動物取扱業への対応 ⑤ 動物介在活動 	+	継続 的 施策	<ul style="list-style-type: none"> ① 犬及び猫の引取・致死処分の減少 ② 動物による人への危害・迷惑防止 ③ 動物の適正飼養の普及啓発活動 ④ 関係機関との連携
----------	--	---	---------------	--

○ 数値目標の追加

数値目標を従来の6項目から20項目に増やすなど、それぞれの施策の進捗状況を評価しやすくした。

従来 目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犬及び猫の引取数 ・ 犬の返還率 ・ 犬及び猫の譲渡率 ・ 狂犬病予防注射率 	+	主な 追加 目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猫の苦情件数 ・ 犬及び猫の殺処分数 ・ 各種研修会等の実施回数 ・ ペットの同行避難訓練の実施回数など
----------	---	---	----------------	---

3 住民意見公募の概要

○ 意見公募の期間

令和3年12月24日（金）から令和4年1月24日（月）まで

○ 受付数及び主な意見

意見者	件数	延べ意見数	主な意見（件数）
個人47名 団体7名	57	418	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物取扱業への監視指導の強化等(201) ・ 畜産動物の動物福祉（アニマルウェルフェア）の推進(44) ・ 多頭飼育問題を解決する施策の推進(33) など

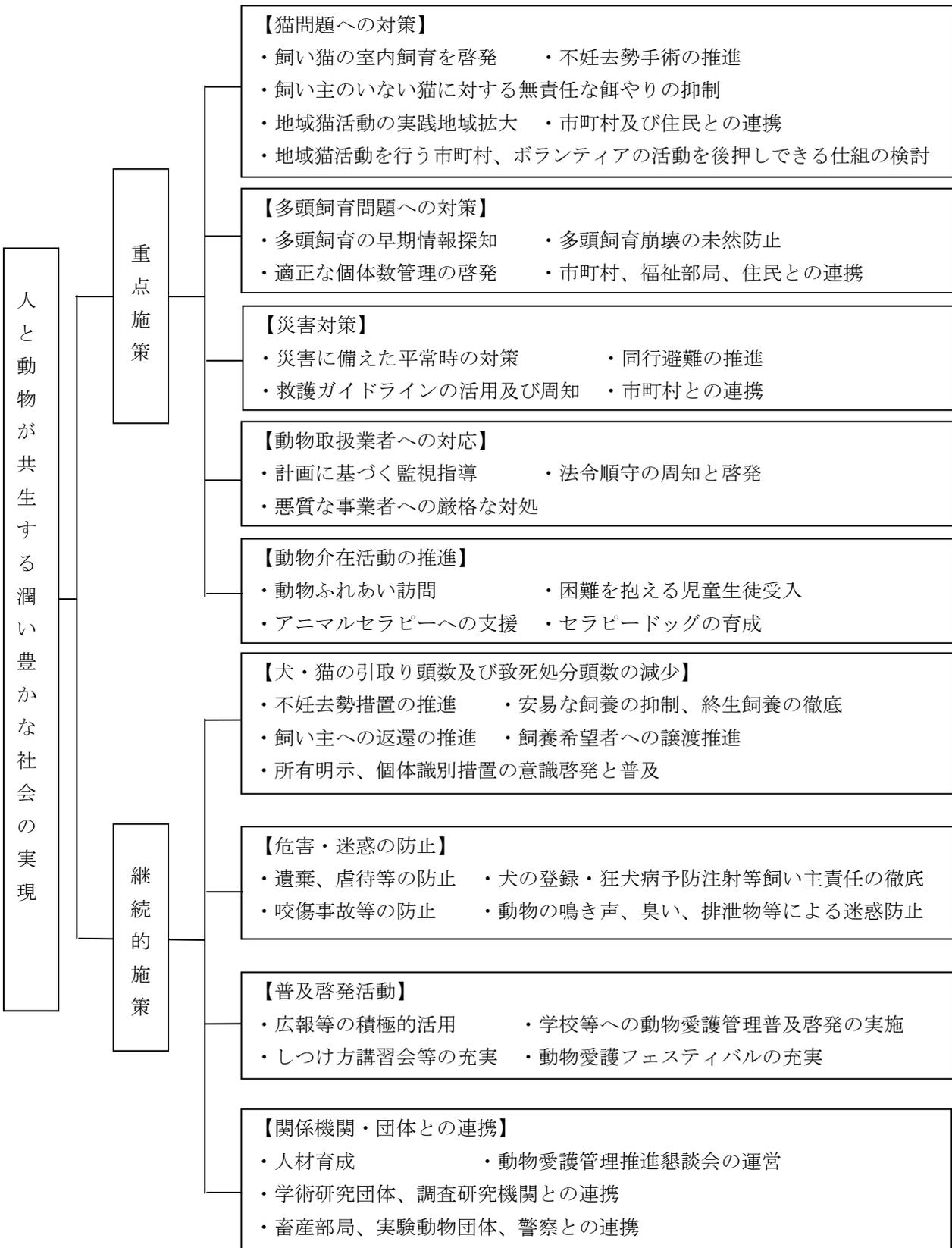
4 公表日

令和4年3月25日

長野県動物愛護管理推進計画の施策体系

【理念】

【施策の内容】



◎数値目標の一覧

施策	目標	R2実績	数値目標
重点1 猫問題への対策	猫の苦情件数	2,518	1,000件以下
	猫の飼い方教室（保健所ごと・年度）	4回/3所 (R1 6回/6所)	各所1回以上
重点2 多頭飼育問題	多頭飼育等の対応を含めた市町村、社会福祉部局、住宅部局、動物愛護推進員、ボランティア等関係者による情報・意見交換会（保健所ごと・年度）	—	保健所の管轄区域ごとに年1回以上の実施
重点3 災害対策	市町村の防災訓練で同行避難を実施	—	保健所の管轄区域ごとに毎年1か所以上の実施
重点4 動物取扱業	動物取扱業の監視指導計画の実施率 第一種動物取扱業 第二種動物取扱業	78.4% 15.0%	監視指導計画件数の100%
重点5 動物介在活動の推進	子どもサポート関係者連携会議	1回	現水準維持
継続1 引取り・殺処分の減少	犬の引取数（150頭）※	30頭	30頭以下
	犬の返還率（80%）※	82.5%	80%以上
	犬の譲渡率（80%）※	101.0%	90%以上
	猫の引取数（1,200頭）※	851頭	800頭以下
	猫の返還率	1.5%	10%以上
	猫の譲渡率（40%）※	75.7%	60%以上
	犬の殺処分数 ^{注1}	0頭 (R2 5頭)	5頭以下 (10頭以下)
	猫の殺処分数 ^{注2}	64頭 (R2 260頭)	50頭以下 (500頭以下)
	猫の路上死体数（53自治体合計） （対人口10万当たり頭数）	R1 3,479頭 (R1 183.82頭/人口10万人)	参考指標
継続2 危害・迷惑の防止	狂犬病予防注射率（97%）※	88.2%	97%以上
継続3 普及啓発活動	動物愛護フェスティバル（年度）	中止 (R1 1回)	1回以上
継続4 関係機関との連携	保健所職員技術研修会の実施回数（年度）	中止 (R1 1回)	1回以上
	動物愛護推進員技術研修会の実施回数（年度）	中止 (R1 1回)	1回以上
	動物愛護センターサポーター研修会（年度）	1回	1回以上

※：改定前の計画において定められていた数値目標（到達目標を含む。）

注1、注2：従来の殺処分数には負傷等で収容中に死亡した頭数などを含めていましたが、新しい推進計画では、推進計画の継続的施策1に記載のとおり、殺処分の定義を変更しています。

(3) 長野県動物愛護管理推進計画の令和4年度進捗状況

ア 数値目標の進捗状況(中核市を含む)

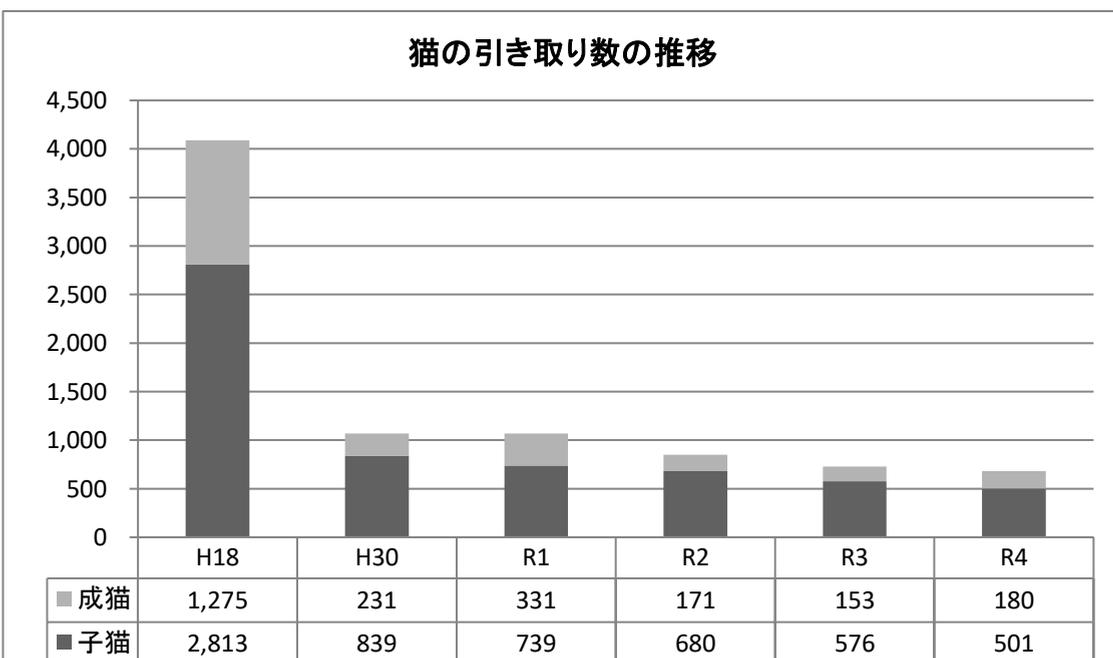
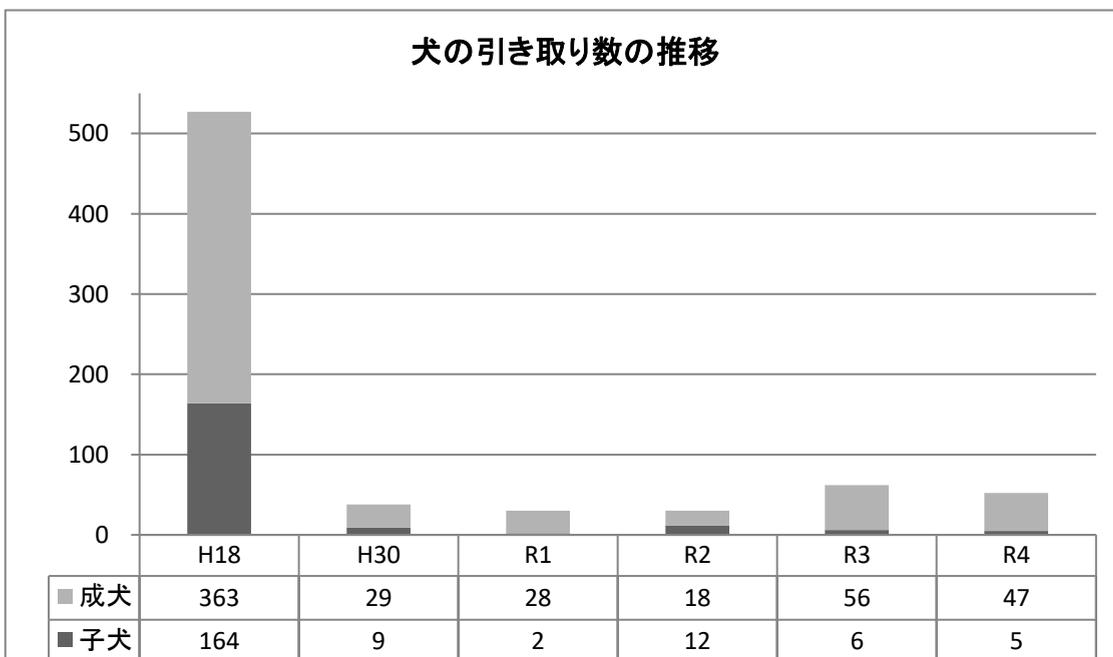
犬・猫の引取頭数 ()内は飼養者不明頭数

	平成18年度 (参考)	令和2年度 (基準)	令和4年度	令和12年度 (目標)
子犬	164	12	5	30
成犬	363	18	47	
計	527	30	52	
子猫	2,813	680	501(300)	800
成猫	1,275	171	180 (30)	
計	4,088	851	681(330)	

【参考】引取拒否数

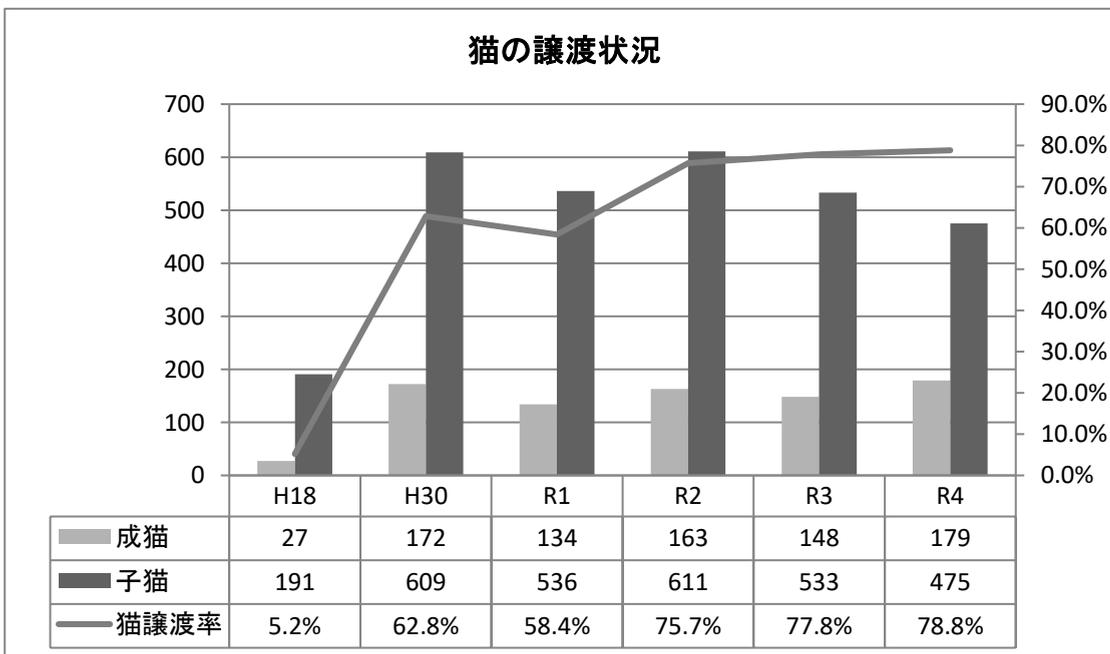
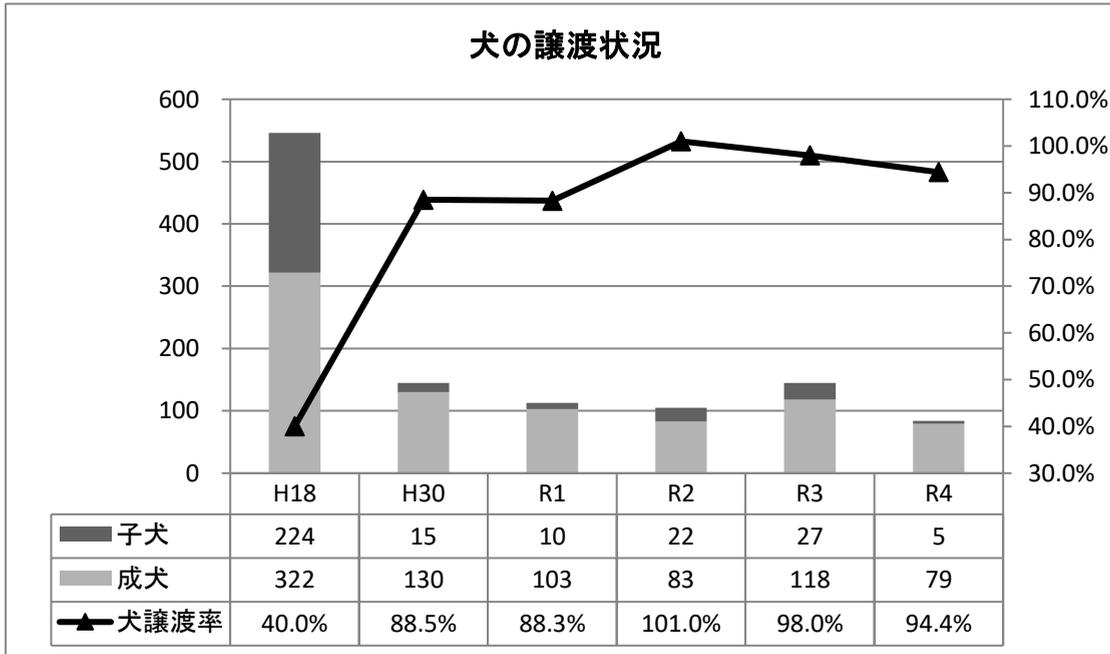
		平成25年度	令和4年度
犬	説諭	63	63
	拒否	0	1
猫	説諭	71	189
	拒否	0	2

説諭数: 説得、助言により引取りを考え直させた、譲渡を促した件数



犬・猫の譲渡頭数、譲渡率

	平成18年度 (参考)	令和2年度 (基準)	令和4年度	令和12年度 (目標)
犬譲渡頭数	546	105	84	
犬譲渡率	40.0%	101.0%	94.4%	90%
猫譲渡頭数	218	774	654	
猫譲渡率	5.2%	75.7%	78.8%	60%

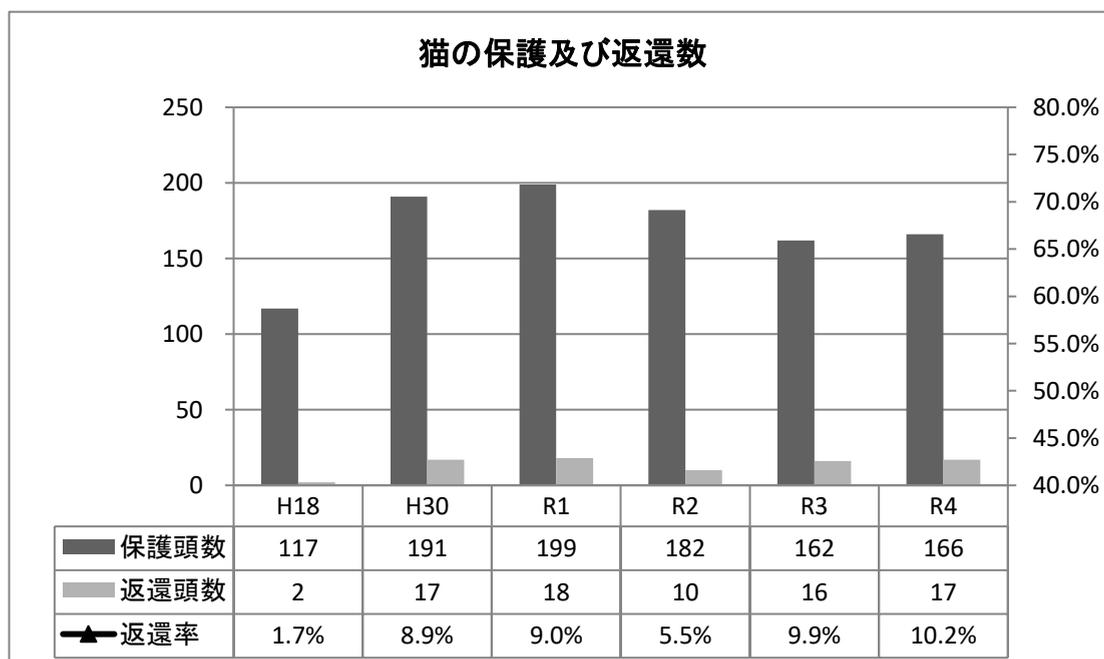
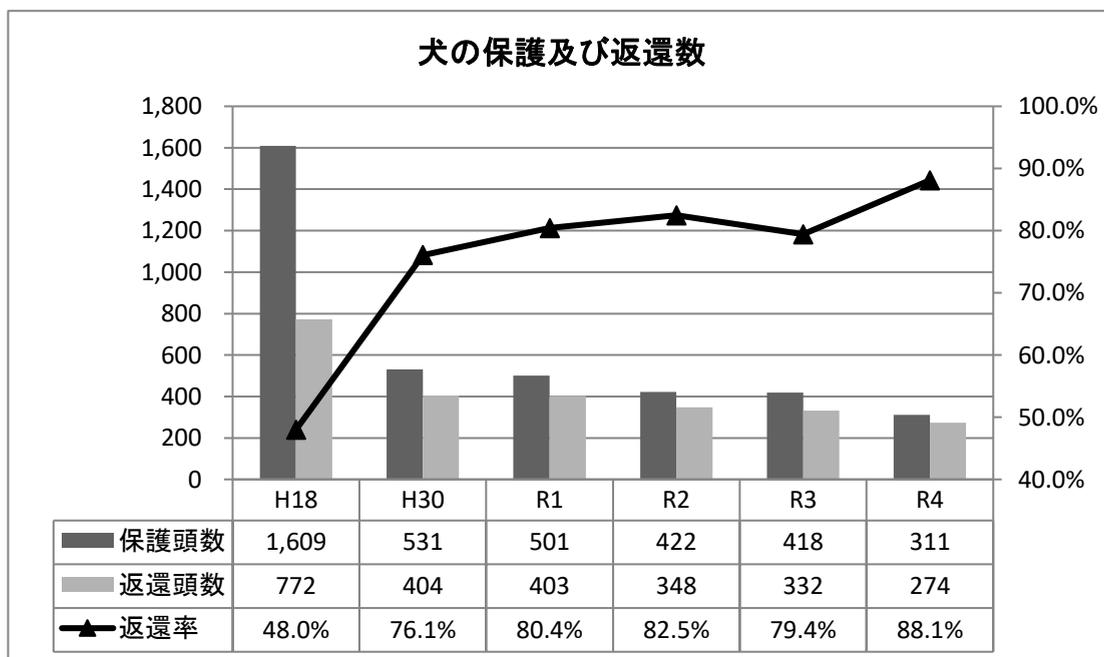


※譲渡率 = (譲渡頭数 / (引取頭数 + (保護頭数 - 返還頭数))) × 100

犬・猫の保護及び返還頭数

	平成18年度 (参考)	令和2年度 (基準)	令和4年度	令和12年度 (目標)
犬保護頭数	1,609	422	311	/
犬返還頭数	772	348	274	
犬返還率	48.0%	82.5%	88.1%	
猫保護頭数	117	182	166	/
猫返還頭数	2	10	17	
猫返還率	1.7%	5.5%	10.2%	

返還率 = (返還頭数 / 保護頭数) × 100

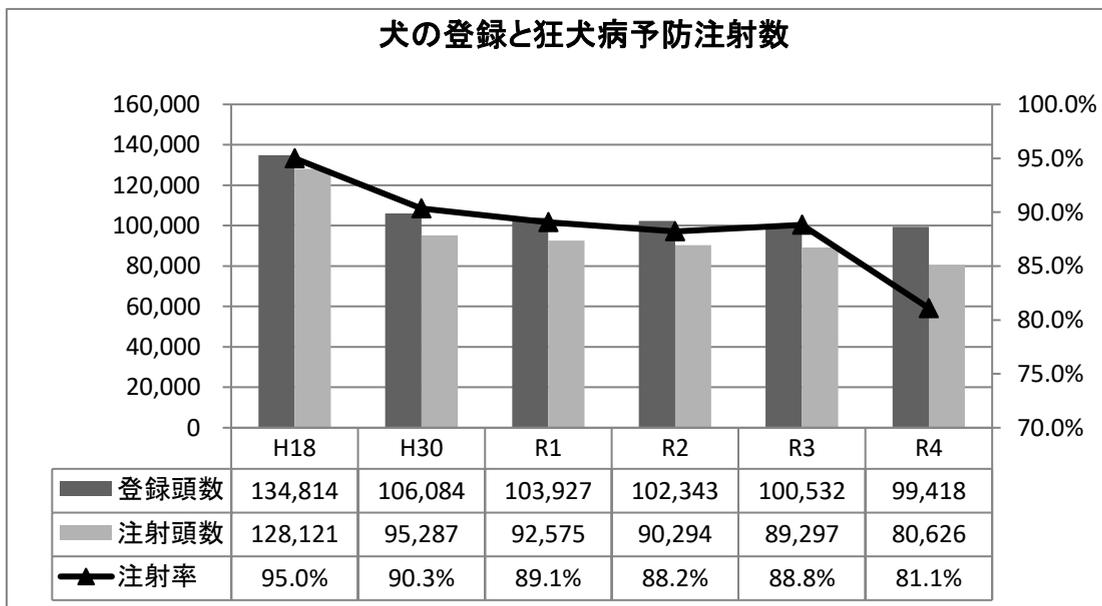


犬の登録及び狂犬病予防注射頭数

	平成18年度 (参考)	令和2年度 (基準)	令和4年度	令和12年度 (目標)
登録頭数	134,814	102,343	99,418	
注射頭数	128,121	90,294	80,626	
注射率	95.0%	88.2%	81.1%	97%

注射率=(注射頭数/登録頭数)×100

犬の登録と狂犬病予防注射数

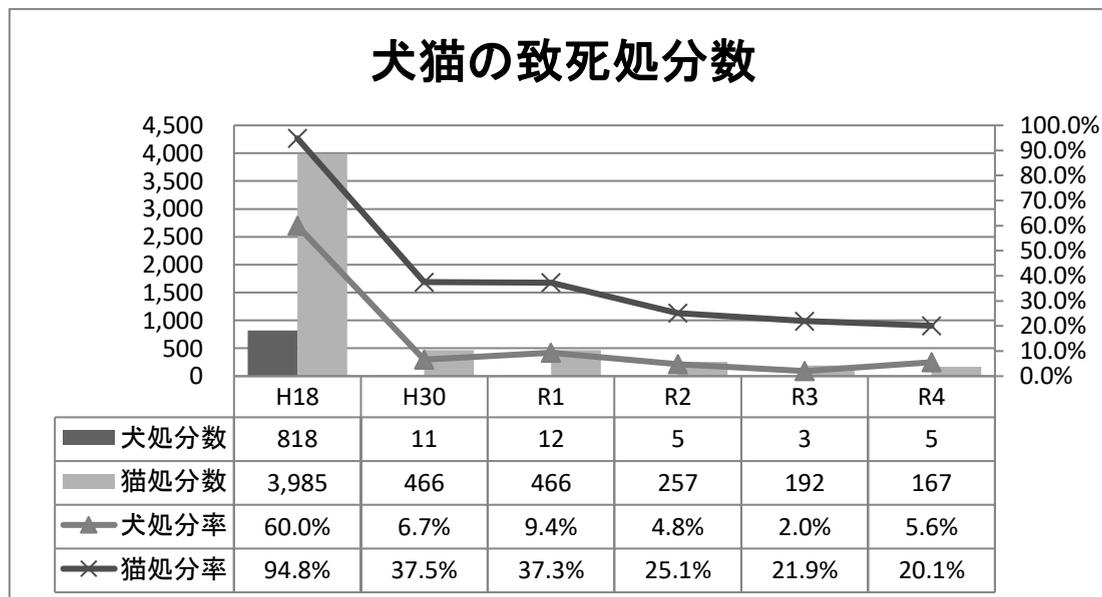


犬・猫の致死処分頭数

令和2年度から殺処分定義変更

	平成18年度 (参考)	令和2年度 (基準)	令和4年度	令和12年度 (目標)
犬	818	0	5	5
猫	3,985	64	167	50
計	4,803	64	172	

犬猫の致死処分数



※処分率=(致死処分頭数/(引取頭数+(保護頭数-返還頭数)))×100

イ 長野県動物愛護推進計画に基づき検討・実施した項目（令和4年度）

重点施策1 猫への対策

- 猫の飼い方教室等の開催（地域猫活動の啓発含む）
 - ・ 県内（中核市を含む）（保健所が主催・共催・後援）
8保健所 15回実施 参加者 363人
主催：長野県動物愛護会支部6回、包括支援センター2回、社会福祉協議会協1回、ボランティア2回
佐久保健所主催 「猫問題解決のための勉強会」（行政職員対象）72人
 - ・ 県愛護センターにおける猫の飼い方教室 11回実施 参加者 45人
 - ・ ハローアニマル公開講座兼推進員技術研修会の開催 参加者 60人（R4.11.23）
「「地域猫活動」のはじめの一步」講師（公社）神奈川県動物愛護協会 黒沢泰先生
- 地域猫活動推進事業
 - ・ 避妊去勢手術実施頭数 県愛護センター96頭、長野県獣医師会 24頭
- 県内における犬猫の避妊去勢手術等の助成金（中核市、市町村等）
別紙（添付資料1）

重点施策2 多頭飼育問題への対策

- 関係団体や団体、ボランティア等との相互理解・情報共有
 - ・ 長野県社会福祉協議会主催「多頭飼育問題を考える研究研修会」（R5.2.22 県動物愛護センター）
内容 多頭飼育問題の現状を知り、飼い主の背景について
連携と役割分担について必要なものとは
参加者 行政職員、社会福祉協議会、相談支援員等福祉関係者、民生児童委員、獣医師、動物愛護推進員、ボランティア等
 - ・ 東信地区における多機関多職種連携連絡会議の開催
関係機関（県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、動物愛護団体、動物病院、市生活環境課、上田保健福祉事務所、県動物愛護センター）による、定期的な会議及び対応

重点施策3 災害対策

- 避難所受入れ体制を構築するための研修会の開催
 - ・ オンライン研修会「ペットの災害対策研修会」（松本市保健所主催）（R4.8.4）
 - ・ ペット災害対策研修会「ペットの災害対策研修会」（R4.12.19 松本市勤労者福祉センター）講師 NPO 法人アナイス 平井潤子先生

- 参加者 行政職員（防災部局含む）、獣医師、動物愛護推進員、ボランティア
- 同行避難訓練の実施
 - ・ 県総合防災訓練（松本市総合防災訓練）（R4.10.23 松本市）
- 参加者 松本市及び長野県動物愛護会松塩筑支部

重点施策 4 動物取扱業者への対応

- 監視指導計画
 - ・ 動物愛護管理関係監視指導計画の基本方針の見直し
 - ・ 監視指導計画に基づいた立入検査
- 保健所等の動物愛護管理担当職員を対象とした技術研修会の開催
令和4年度3回実施のうち2回については、下記のとおり。
 - ・ 「動物虐待に対する獣医学的評価のポイントについて」（R4.6.1：オンライン）
講師 日本獣医生命科学大学 田中亜紀先生
 - ・ 「さいたま市における動物取扱業者への監視指導について」（R4.6.1：県動物愛護センター） 講師 さいたま市職員
 - ・ 「自治体の動物取扱業者への監視指導に求めるもの」（R4.10.14 県動物愛護センター） 講師 朝日新聞社 太田匡彦氏
- 動物取扱責任者研修会の実施
 - ・ 県内12保健所で実施
 - ・ 小動物を取り扱う保管業、訓練業、競りあわせん業の動物取扱責任者が対象
 - ・ 受講対象の動物取扱責任者全員が受講するよう不利益処分等実施要領に沿った実施方法に変更し、対象者全員が受講した。

重点施策 5 動物介在活動の推進

- アニマルセラピーの実施
 - ・ 県愛護センターによる社会福祉施設、病院等へのふれあい訪問 30回 690人
- 地域独自で動物介在活動を行える基盤づくり
 - ・ おでかけこどもサポート 60回 366人（動物のふれあい体験、県内5か所）
- 県愛護センターにおけるこどもサポート事業の実施
 - ・ こどもサポート 318回 318人
 - ・ みんなラポール 2回 18人

継続的施策 1 犬猫の引取り頭数及び殺処分頭数の減少

- 犬のしつけ方教室の実施
 - ・ 県愛護センター 24回 180人

- ・ 県内保健所（共催含む）6 所実施
- 動物の譲渡または、譲渡会の実施
 - ・ 県愛護センター 43 頭(犬 11 頭、猫 32 頭)うち、猫の譲渡会 3 回実施
 - ・ 県内保健所 保健所のみ、または動物愛護団体・ボランティアとの連携（別添資料 2）
- 動物愛護団体・ボランティアとの連携・協働（別添資料 2）
 - ・ 地域猫対策
 - ・ 犬猫の譲渡事業（ホームページ掲載による譲渡や譲渡会の開催等）
 - ・ 収容動物の世話
- 県愛護センターでの啓発活動
 - ・ 動物ふれあい教室（訪問含む）44 回 750 人
 - ・ 体験学習 11 回 43 人
 - ・ 研修会・講習会の開催 7 回 117 人
- 県動物愛護センターでの県政出前講座
 - ・ 猫の飼い方や動物愛護に関する内容 8 回 365 人
- 迷い犬等の情報及び譲渡希望情報広報
 - ・ 市町村ホームページとのリンク
 - ・ ケーブルテレビやコミュニティラジオへの情報提供、地域新聞等への掲載
 - ・ ボランティア団体ホームページへの掲載
 - ・ SNS（Twitter）による周知（長野市）
 - ・ 動物病院へのチラシの掲示依頼（木曾）

継続的施策 2 危害・迷惑防止

- 市町村における広報または配布物（厚生労働省・環境省）等の活用
- 動物取扱責任者研修会や市町村職員への啓発
- 県愛護センターでのふれあい教室における犬との正しい接し方の啓発
(再掲 15 回 458 人)
- 特定動物の立入監視 24 施設 74 回

継続的施策 3 普及啓発活動

- 動物愛護フェスティバル 2022 インこもろ（R4. 9. 23 県動物愛護センター）
参加人数 3, 000 人
 - ・ フェスティバル特別公演「ずっといっしょ」講師 小沢真希子先生
- 学校飼養動物担当教職員研修会の開催（R4. 11. 1 県動物愛護センター）
 - ・ 学校における飼養事例の紹介
松本市立筑摩小学校 竹村和哉 先生
塩尻市立片丘小学校 宮入新太郎先生

- ・学校飼養動物の病気と予防について 上原動物病院 上原幸久先生
- ・動物と人とのふれあいと飼育動物管理について 動物愛護センター職員
- ・小動物の取扱いについて（実技）
- 学校飼養動物の適正な飼養に対する支援
 - ・小学校 6施設 うさぎ、羊等の飼養に関する指導等
- 動物ふれあい教室の実施(再掲)
 - ・動物愛護センター：9回 367名
 - ・学校、児童館へ訪問：6回 91名
- イベント周知
 - ・SNS (Twitter) による周知(県動物愛護センター)

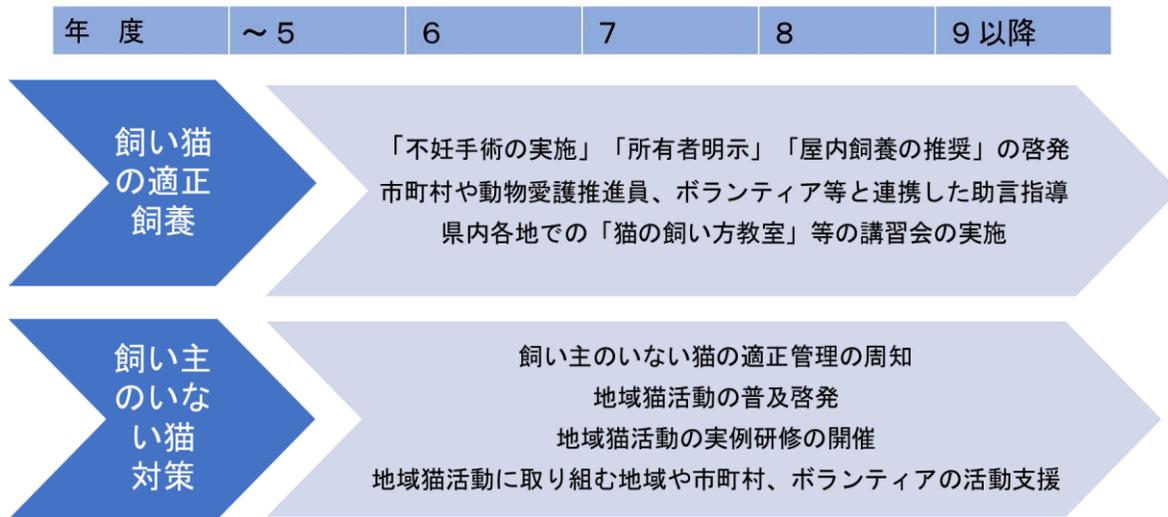
継続的施策 4 関係機関との連携

- 動物愛護推進員技術研修会（兼ハローアニマル公開講座）再掲（R4. 11. 23）
「「地域猫活動」のはじめの一步」講師 黒沢泰先生
- 動物愛護センターサポーター研修会 6回 23名参加
- 長野県動物愛護推進懇談会の開催（R4. 9. 8）
（会議内容）
 - ・令和3年度の進捗状況について
 - ・動物取扱業者への対応にかかる検証について
 - ・動物愛護管理推進計画の改定(第2次改定)
- 保健所等の動物愛護管理担当職員による懸案事項などを協議する担当者会議
 - ・第1回（R4. 6. 17）web会議
（会議内容）
 - 長野県動物愛護管理推進計画の第2次改定について
 - 監視指導の基本方針について
 - 動物愛護管理関係の広域監視について
 - 動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領の運用徹底
 - 松本市の動物取扱業者に対する県の検証報告書の内容周知
 - 令和3年6月1日に施行された第1種動物取扱業者及び第2種動物取扱業者が取り扱う動物の管理方法等の基準を定める省令（基準省令）の周知及び運用徹底
 - 基準省令に係る環境省が定めたガイドラインの周知及び運用徹底
 - ・第2回 外部講師による講演
 - ・第3回（R5. 1. 20）
 - 動物の愛護及び管理に関する法律等の違反に関する公表要領について検討
 - 指導困難な動物取扱業者への指導方法について（グループワーク）
 - 多頭飼育問題対策事業について検討

(4) 長野県動物愛護管理推進計画に基づく推進活動について

ア 今後の活動実施計画について

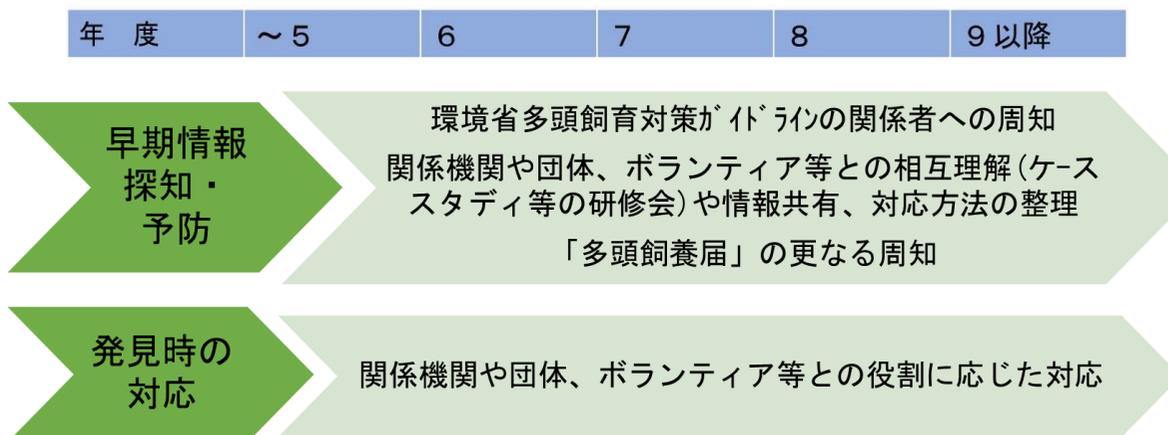
【重点施策1】猫への対策



数値目標及び進捗状況

	令和2年度 (実績)	令和4年度	令和12年度 (数値目標)
猫の苦情件数	2,518件	1,999件	1,000件以下
猫の飼い方教室 (保健所ごと・年度)	4回／3所	16回／8所	12回／12所

【重点施策2】多頭飼育問題への対策



数値目標及び進捗状況

	令和2年度 (実績)	令和4年度	令和12年度 (数値目標)
多頭飼育問題など、人と動物の問題に関わる市町村、社会福祉部局、住宅部局、動物愛護推進員、ボランティア等関係者による情報・意見交換会の実施	なし	※1	保健所の管轄区域ごとに年1回以上の開催

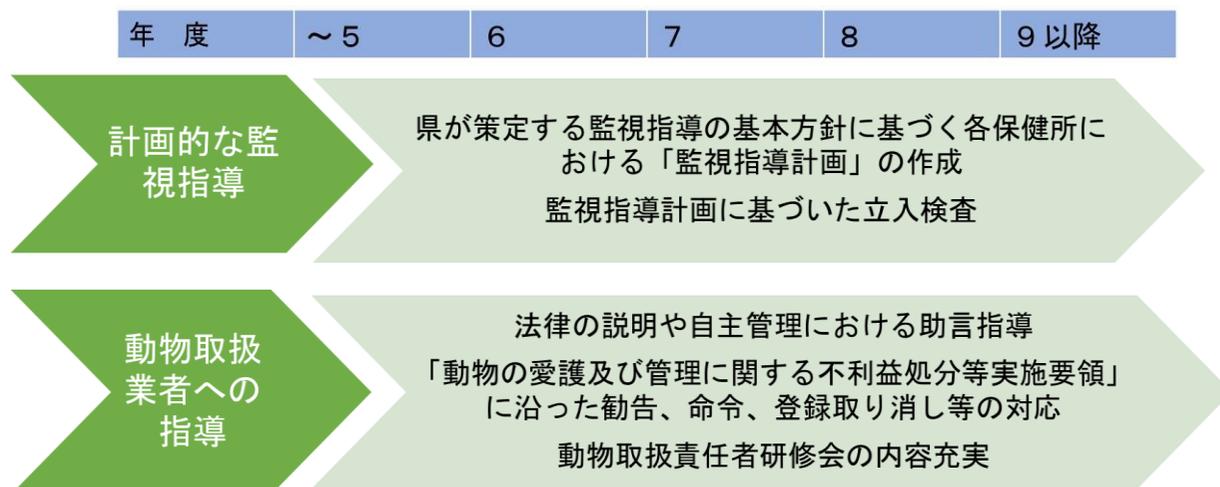
【重点施策3】 災害対策



数値目標及び進捗状況

	令和2年度 (実績)	令和4年度	令和12年度 (数値目標)
市町村が行う防災訓練における動物と飼い主の同行避難の訓練の実施 (年度)	なし	県内1か所	保健所の管轄区域ごとに毎年1か所以上の実施

【重点施策4】 動物取扱業者への対応



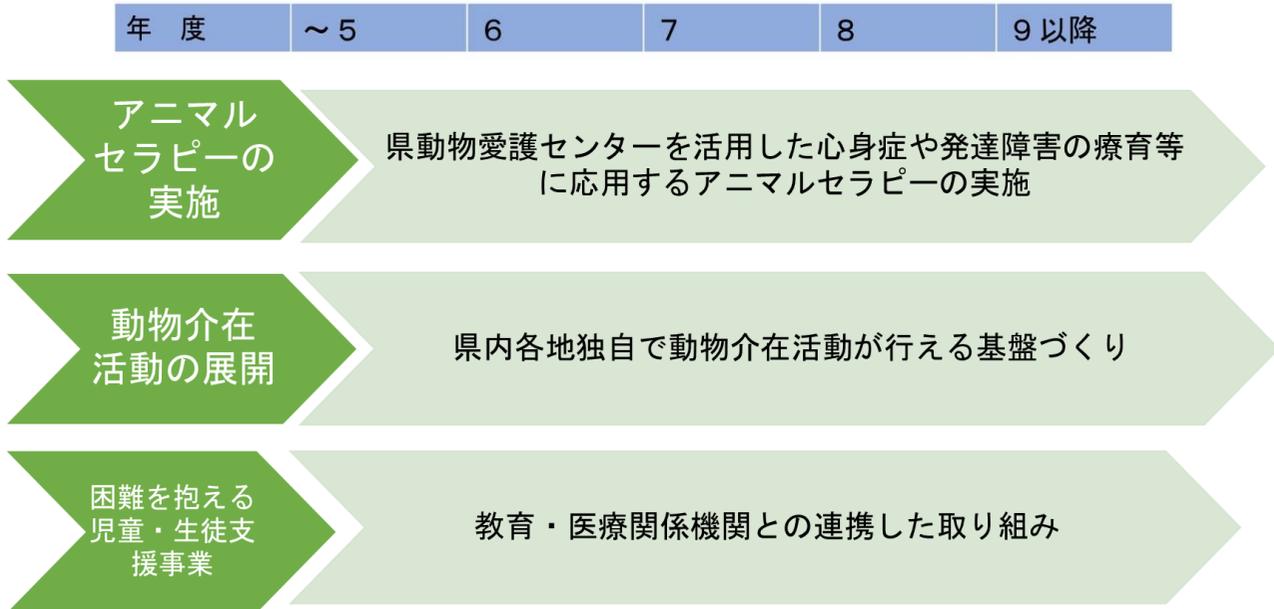
数値目標及び進捗状況

	令和2年度 (実績)	令和4年度	令和12年度 (数値目標)
動物取扱業の監視指導 件数	第一種動物取扱業 78.4% [※]	第一種動物取扱業 131.5% ^{※2}	監視指導計画 件数の100% 以上の実施率
	第二種動物取扱業 15.0% [※]	第二種動物取扱業 54.2% ^{※2}	

※ 中核市を除く監視指導実施率であって、登録や届出の業種全体の監視率

※2 中核市を除く

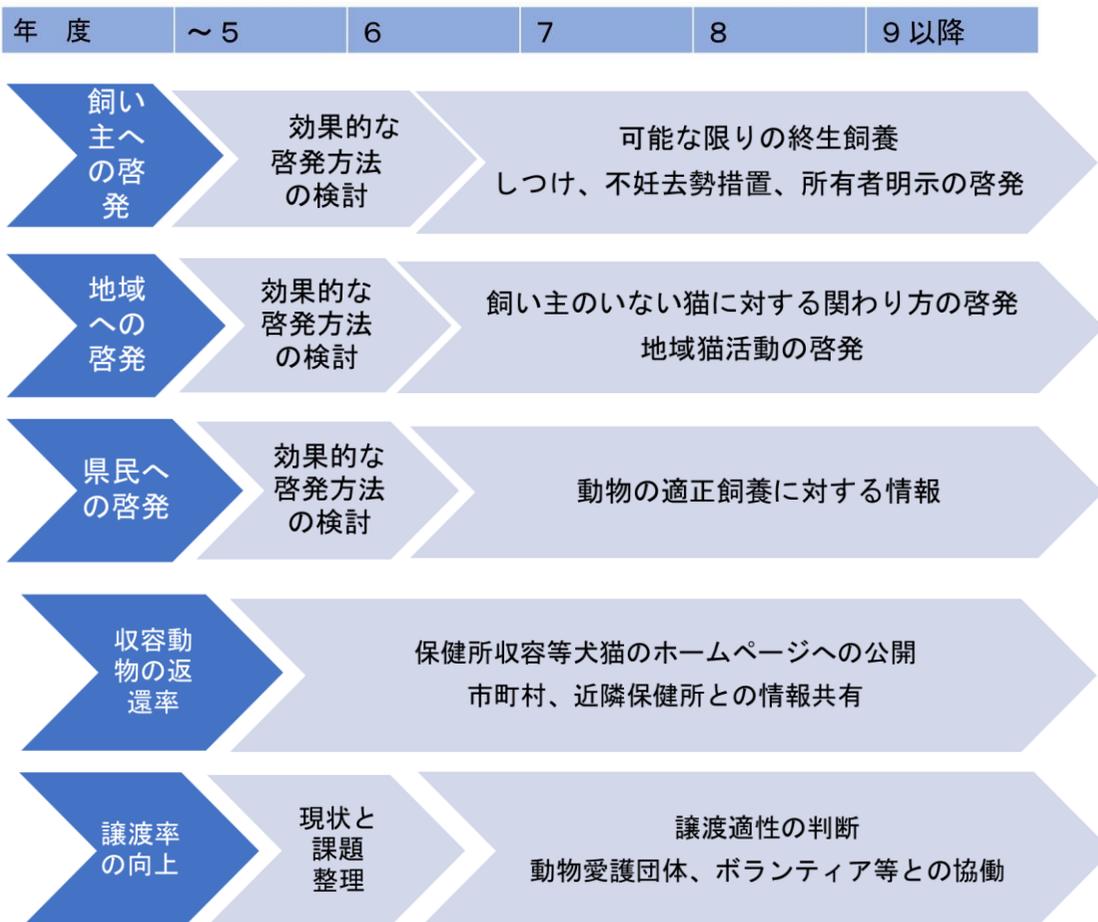
【重点施策5】動物介在活動の推進



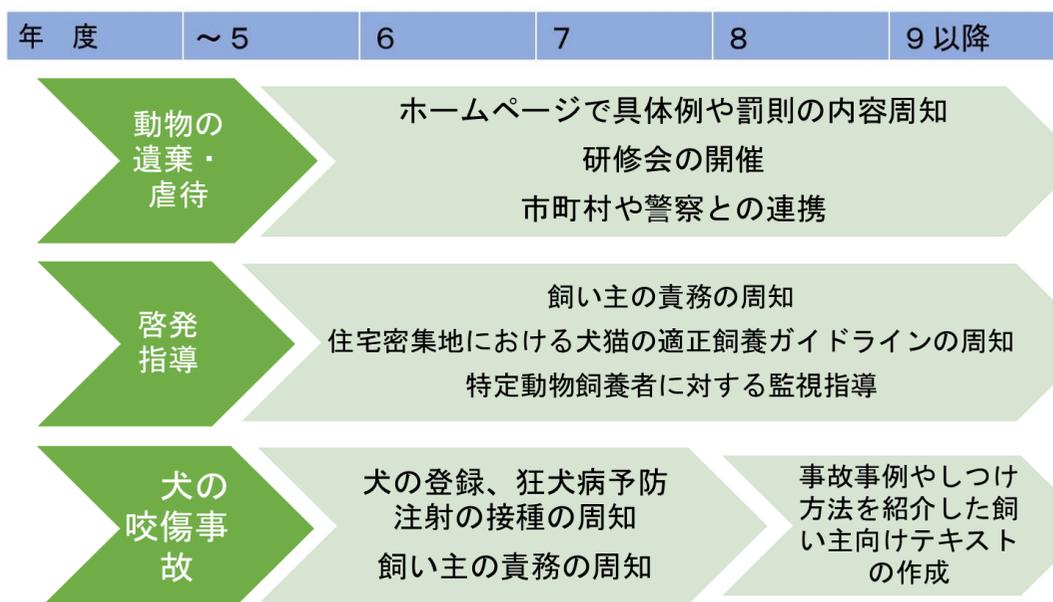
数値目標及び進捗状況

	令和2年度 (実績)	令和4年度	令和12年度 (数値目標)
子どもサポート関係者 連携会議	1回	1回	現水準維持

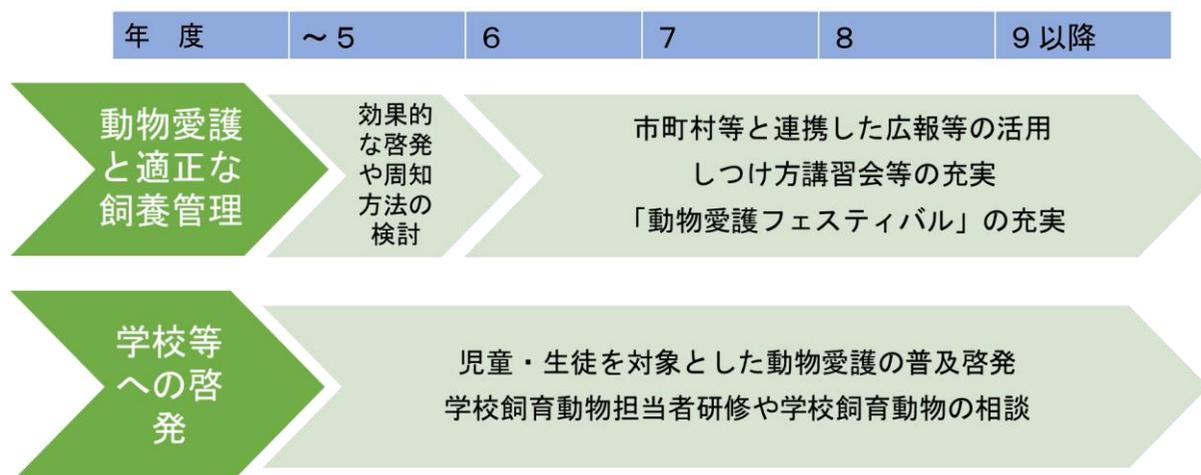
【継続的施策1】犬猫の引取り頭数及び殺処分頭数の減少



【継続的施策2】 危害・迷惑の防止



【継続的施策3】 普及啓発活動



【継続的施策4】 関係機関との連携



イ 推進活動事項について

施策			実施項目内容	獣医師会	動物愛護会	動物愛護推進員	動物ボランティア	動物取扱業者	その他の動物関係者	教育委員会	市町村	中核市保健所	保健所	県動物愛護センター	食品・生活衛生課		
重点施策1	猫問題への対策	1 猫の適正飼養の徹底	猫の適正飼養の啓発	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		
			マイクロチップ等の普及	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
			猫の飼い方教室等の開催	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	
		2 飼い主のいない猫の管理	飼い主のいない猫の適正管理の啓発	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
			地域猫活動の普及啓発	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
			地域猫活動の不妊去勢手術の協力	○	○	○	○					○	○	○	○	○	
地域猫活動実例研修会の開催			○	○	○					○	○	○	○	○			
		地域猫活動の支援・助言		○	○	○				○	○	○	○	○			
重点施策2	多頭飼育問題への対策	1 多頭飼育の早期情報探知・予防	環境省「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」の周知、関係体制の構築	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			研修会の開催(相互理解・情報共有)	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
			多頭飼育届出の周知・把握	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
		2 多頭飼育問題発生時の対応	動物の保護や収容		○	○	○						○	○	○		
			継続飼育動物の不妊去勢措置等適正飼養指導	○	○	○	○							○	○	○	
			関係者と役割分担整理	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
重点施策3	災害対策	1 動物の救護体制の整備・充実	地域防災計画の継続的見直しと防災部局との連携								○	○			○		
			同行避難の重要性を周知するための研修		○	○	○					○	○	○	○	○	
			過去の課題整理をおこない、今後の体制構築のための検討	○	○	○	○					○	○	○	○	○	
			発災時の救護体制の充実	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
		2 平時の対策	災害に備えた動物の飼い主への対策・広報内容の検討	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	
			災害に備えた特定動物の飼い主への指導										○	○			
			災害に備えた動物取扱業者への指導						○				○	○			
		3 災害発生時対応	長野県災害時被災動物救護対策本部の設置	○	○											○	
			動物の一時預かり、物資支援等被災者支援	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
重点施策4	動物取扱業者への対応	1 計画的な監視指導	監視指導計画に基づいた立入検査					○				○	○		○		
		2 動物取扱業者への指導	自主管理のための助言・指導					○					○	○		○	
			厳格な指導および情報共有					○					○	○		○	
			法違反に対する不利益処分等実施要領に沿った対応					○						○	○		○
			動物取扱責任者研修会の実施・充実					○						○	○	○	○
重点施策5	動物介在活動の推進	動物介在活動の推進	アニマルセラピーの支援		○	○	○			○	○			○	○		
		地域で独自に動物介在活動を行える基盤づくり		○	○	○					○		○	○			
		学校不適応傾向の児童・生徒に対する動物ふれあい体験の実施(子どもサポート)			○	○					○	○		○	○	○	
継続的施策1	犬の引取り頭数及び殺処分頭数の減少	1 引取り頭数の減少	飼い主のいない猫の適正管理の啓発	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		
			積極的な情報提供及び啓発活動(研修会、広報誌、HP等を活用)	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
		2 返還率の維持・向上	収容した動物のHP等での公開や市町村との情報共有										○	○			○
			飼い主へマイクロチップ装着努力義務の啓発	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
		3 飼養希望者への譲渡の推進	譲渡制度の見直し											○	○	○	○
			成犬・成猫の譲渡の推進	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○

ウ 令和5年度の推進計画に基づく活動内容について(案)

施策		項目内容			実施機関
継続的施策 策1 3	猫への対策	飼い猫の適正飼養	猫の飼い方教室の開催	実施項目	保健所 動物愛護センター
		飼い主のいない猫対策	地域猫活動の推進(不妊去勢手術の充実)	実施項目	動物愛護センター 伊那保健所 飯田保健所
重点施策 策2	多頭飼育問題への対策	早期情報探知・予防	市町村の環境・社会福祉担当者、及び社会福祉関係者(ケースワーカー、介護支援専門員、民生児童委員等)との動物に係る課題の共有方法、ケーススタディを含む研修等に係る検討	実施項目	全域 保健所
重点施策 策3	災害への対策	動物の救護体制の整備・充実・平時の対策	災害演習等における危機管理部局や市町村との連携	実施項目	全域
			避難所におけるペットの同行避難受入れ体制の構築	検討項目	市町村
重点施策 策4	動物取扱業者への対策	動物取扱業者への指導	動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領に沿った指導、警察署との連携	実施項目	保健所
重点施策 策5	活動動物の推進	困難を抱える児童・生徒支援事業		実施項目	動物愛護センター
継続的施策 策1・全体	頭数及び引取りの殺処分削減	飼い主への啓発 地域への啓発 県民への啓発	効果的な啓発方法の検討	検討項目	全域
継続的施策 策2	危害・迷惑防止	動物の遺棄・虐待	虐待を疑う事例の対応・警察との連携	実施項目	保健所
			遺棄・虐待の周知徹底	実施項目	全域
		狂犬病予防接種率の向上	現状分析の実施、接種率の低い市町村と連携した周知啓発	実施項目	全域
継続的施策 策4	関係機関との連携	人材育成・支援・連携	動物愛護推進員(連携状況等)あり方	検討項目	保健所
			動物相談マニュアル等動物愛護関係事務処理要領の整備	実施項目	健康福祉部 食品・生活衛生課
全体		動物愛護管理施策	現状分析に基づく具体的な施策活動の検討	検討項目	全域
		普及啓発	効果的な啓発方法の検討	検討項目	全域

(5) 多頭飼育問題に係る多職種多機関連携について

1 概要（令和4年度検討事項）

- 多頭飼育問題を探知した際に、関係する機関が連携を図り、対処していくため、保健所ごとに関係者が一堂に会して情報・意見交換を行う場を設ける。
- 環境省により策定された「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」の考え方を関係者と共有して早期に情報を探知し、共有できる体制の構築に努める。

2 東信地域における多機関多職種連携の取り組み

○ 取り組みのきっかけ

令和3年から4年度にかけて、東信地域において猫の多頭飼育事例に対し、関係機関（長野県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、動物愛護団体、動物病院、市生活環境課、上田保健福祉事務所、県動物愛護センター）が積極的に情報共有し、対応した。

○ 「チームTAG」の活動

「チームTAG」という名称で、上記関係機関が定期的にWeb会議を行い、会議の中で多頭飼育問題に関するセミナーの開催を計画。令和5年2月22日にオンラインを併用して「多頭飼育問題を考える研究研修会」が開催され、県内のみならず、全国からの参加を得て多職種多機関連携の重要性を確認した。

○ 現在

継続的に会議を開催おり、ケーススタディのみならず、啓発活動も行っており、今後もさらなる活動を計画している。

3 県内における多機関多職種連携の取り組み

○ 「人とどうぶつの福祉研究会～One Welfare プロジェクト～」

長野県社会福祉協議会において、「長野県地域福祉支援計画」を受け、「長野県地域福祉活動計画『信州ふっころプラン』」を定めており、この計画で定める「長野県あんしん未来センター」の取り組みの1つとして、多頭飼育問題に関する認識を共有するために研究会を企画、実施している。

全県的な多職種多機関連携の取り組みを進める基盤づくりを目的としている。

○ 県内保健所における取り組み

管内の多頭飼育問題事例の共有や動物が起因となる生活環境被害の相談に対応するために、関係機関と情報共有や意見交換を行い、連携に努める。

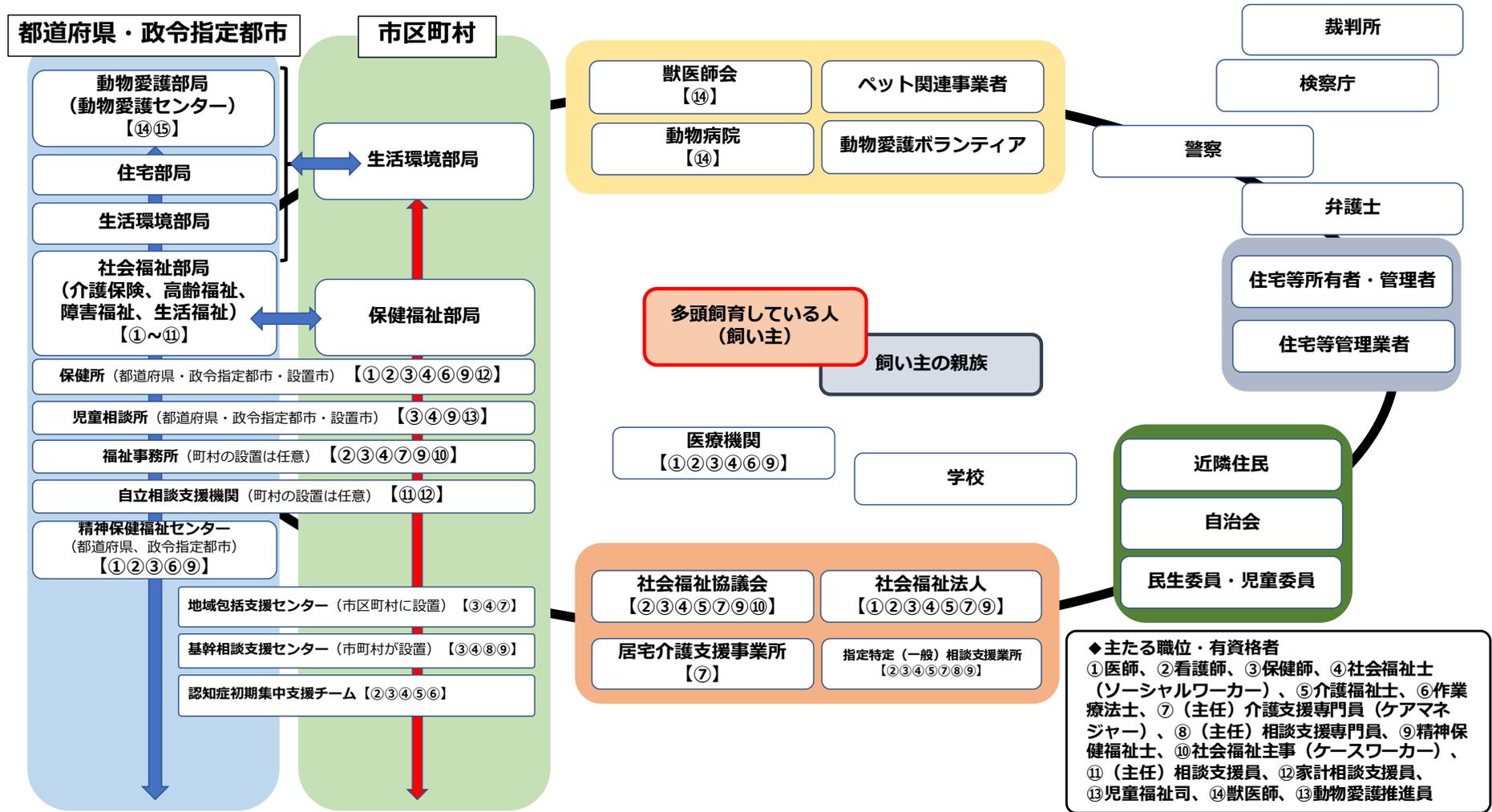


図 8 多頭飼育している飼い主を取り巻く関連図 (イメージ)

(6) その他

【継続的施策3】普及啓発活動

動物愛護管理推進員の公募制について

1 概要

県内における犬、猫等動物の愛護と適正な飼養について普及啓発をより充実させるため、幅広い年齢層の推進員の登用を目指すもの。

2 現状（長野市、松本市除く）

- ・長野県動物愛護推進員は「長野県動物愛護推進員設置要綱」に基づき、保健所長による推薦または、公募制によるものと規定されている。平成29年度の要綱改正以降、公募はしていない。
- ・推進員は、地域における動物の適正飼養の啓発を行う重要な存在。

(1) 任期

2年間。再任は問わない。（現在令和4年6月1日から令和6年5月31日まで）

(2) 委嘱している推進員の数

	佐久	上田	諏訪	伊那	飯田	木曾	松本	大町	長野	北信	合計
人数	31	27	20	16	18	5	36	9	16	9	187

3 長野県動物愛護推進員設置要綱(抜粋)

(1) 推進員の要件

- ・県内に在住し、18歳以上の者
- ・動物の愛護と適正な飼養に関する知識を有し、かつ指導力及び行動力に富む者
- ・動物愛護管理行政の推進に協力できる者
- ・狂犬病予防法、動物愛護管理法及び動物の愛護及び管理に関する条例の規定を遵守している者

(2) 活動内容

- ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- ・住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- ・犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために保健所又は動物愛護センターが行う施策に必要な協力をすること。
- ・災害時において、保健所又は動物愛護センターが行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。